

ドイモイ期ベトナムの障害者をめぐる小考察

寺本 実

二〇〇六年一月七日に世界貿易機関(WTO)加盟を果たしたベトナムは、様々な問題に同時に直面している。大きな課題の一つに障害者の問題がある。本稿では統計資料、事例調査、基本的制度、今年四月に開かれた第一〇回党大会の政治報告関連部分の検討を行いつつ、同問題の状況潮流、課題について考えてみたい。

●概要―既存統計から

本項では二〇〇六年一〇月末―一月初めに行った現地調査時に入手した政府報告の一部と今年ベトナム紙に掲載された統計データに基づき、ベトナムの障害者状況の概要を記すことにしたい。ベトナムには障害者に関する統一的な基準・分類は未だない点には留意していただきたい。

二〇〇六年前期国会における障害者法令(後述「国による取り組み」の項で説明―筆者注)の実行状況に関する政府報告によれば、二〇〇五年現在、ベトナムには約五三〇万人の障害者が暮らしている。これはベトナム人口の約六・三%を占め、障害者と共に暮らす家庭はベトナムの全家庭の約

七・九%とされている。

年齢層別に見ると、一六歳未満が約一六%、一六―五五歳が約六〇%、五五歳超が約二四%となっている。ベトナム労働法では一五歳以上から労働契約が結べ、男性は六〇歳、女性は五五歳が定年、年金給付開始の原則年であるが、今年二月五日付の『ニャンザン』(人民紙)によれば、男性で一六―六〇歳、女性で一六―五五歳に障害者人口の約六九・二%が該当している。

また今年八月二六日付の同紙報道によれば、「子ども」については、ベトナムの「子ども」(the am:子どもの保護・養護・教育法)では一六歳未満が「子ども」と規定されている―筆者注)約三二〇〇万人のうち、約一一〇万人(約三・四%)が障害を持つとされる(先の資料に依拠した数字では一六歳未満は全障害者の約一六%とされており、この数字に基づけば八四万八〇〇〇人となる。記事の数字は比較的軽度の障害も含めた数字と考えられる。様々な統計データの中から妥当な数値を見出すことは容易な作業ではないのが現状だと思われる―筆者注)。

障害の種類については、運動障害が約一九・四%、神経系統の障害が約一六・八%、視覚障害が約一三・八%、聴覚障害が約九・三%、言語障害が約七・一%、知的障害が約六・五%、他の障害が約一七%で、二〇%近くが重複障害となっている。

障害を負った原因については、先天性が約三五・八%、病気が約三二・三%、戦争が約二五・六%、労働災害が約三・五%、その他の原因によるものが約一・八%となっている。政府報告では二〇〇一―二〇〇五年に毎年平均約二万五〇〇〇人が交通事故により障害を負っているとされている。しかし、一九九九年の労働・傷病兵・社会問題省の報告書によれば障害を負った要因の五・五二%を交通事故が占めており、今報告では項目として挙げられていないものの、現実には同比率は増加している可能性が高いと推測される。

教育面では、非識字率は約三五・八%、中卒レベル約二〇・七%、高卒レベル約一四・一%、職業教育を受けたものは約二・四%となっている。前出の『ニャンザン』紙によれば各種学校に通学できている障害



ホーチミン市内にある工場で手工芸品作りに励む脚の不自由な女性(筆者撮影)

表1 タイビン省ブートゥー県ブーホイ社の障害者の状況（調査対象総数47人）

項目	応答の内容
障害の種類	肢体31人、視覚23人、聴覚24人、言語28人、神経31人、精神26人
障害を負った要因	戦争14人プラス3人（戦闘9人、枯葉剤5人、枯葉剤の可能性3人）、病気11人、事故4人、老齢1人、生来17人（可能性があると挙げられた要因すべてをカウントしていることに注意）
「国」からの補助金受給者と障害要因	総数21人（障害要因：戦争14人、生来4人、病気2人、老齢1人）
「国」に対する要求があった人	総数45人（要求事項：資金援助28人、医療12人、医療保険5人、教育機会5人、仕事機会5人、生活支援、保障5人、関心をもっと持ってほしい9人、家族への支援3人）
「社会」に対する要求があった人	総数15人（要求事項：資金援助4人、医療機会1人、医療保険1人、教育機会1人、支援2人、関心をもっと持ってほしい3人、理解してほしい1人、家族への支援1人）
心配なこと	健康21人、病気5人、徘徊4人、世話18人、経済9人、生活2人、教育3人
役割を持っている人	総数19人（種類：家事14人、農業4人、孫の世話3人、弟の世話1人、洋裁1人、揚げ豆腐作り1人、家畜の世話2人）

（出所）2005年10月19日～11月2日に行った現地調査、同調査に基づき記した本稿末尾に記した参考文献の①、②、③より筆者作成。

（注）応答が複数ある場合はそのままカウントしている。

を持つ子どもは約二六万九〇〇〇人、母数を記事通り約一〇〇万人とすれば約七五・五％が学校に通えていないことになる。また、たとえ通学をはじめても約三三％が退学してしまう。

生活については、都市部で約七〇～八〇％、農村部で約六五～七〇％の障害者が家族、親戚、社会補助に依存して暮らしているとしている。

ベトナムでは一九四五年九月二日の独立宣言以降も戦争が続いた。障害要因の約二五・六％もの数字を戦争が占めるのは故なしではない。またベトナム戦争時にアメリカ軍が散布した枯葉剤による被災者は直接的、間接的被災を含め現在も大きな問題となっている。今年三月一七日付の『ニャンザン』紙によれば被災者数は約四八〇万人に達する。筆者の調査でも被害は第三世代にまで広がっている。障害者総数約五三〇万人という数字と枯葉剤被災者約四八〇万人という数字がどのような交わりを描くのかは分からない。ただ戦争がベトナムの障害者問題に影響を与えていることは間違いない。

●事例調査から

次に筆者が二〇〇五年一月一九日～一月二日に北部タイビン省ブートゥー県ブーホイ社（社は末端行政単位）で行った生活調査の結果に

基づいて、ベトナムにおける障害者の生活状況の事例を紹介したい。対象は家族と同居する四七人の障害者である。障害を負った原因による区別はしていない。ご本人が応答できない場合は調査の都合上やむをえず近親者に応答いただいた。調査結果はすべて応答に即している（参考文献①、②、③参照）。地域に応じた多様な様相を示すのが現在のベトナムの諸事の傾向である。その点にはご留意願いたい。

集計の結果は表1の通りであった。この集計結果からどのようなことが考えられるであろうか。

一つには障害の種類が多様だということである。重複障害も多い。戦争で右脚や腕を失った人、枯葉剤の影響で肢体、神経系統に障害がある人、視覚や聴覚が生来不自由な人、突然の高熱で神経・精神に問題が出た人など、それぞれの障害者がそれぞれの障害を抱えている。

二つめには、障害を負った原因も多様だということである。戦争関連の原因が最も多いのは調査地のタイビン省が戦争に多くの兵士を送り出した土地柄であることに関係していると考えられる。医療環境を含めた生活環境の問題が原因であるケースも目に付く。

三つめには、戦争に起因する障害と認められた人（戦争参加者、枯葉剤被災者）は公的機関（赤十字を含む）から補助金が全員に支給されているのに対し、それ以外の

原因によるものについては受給率がかなり下がるということである。

制度に関係なく純粋に受給額だけを見てみると、傷病兵への手当ては傷度・病度に基づいて支給されるが、受給額（物価参照。二〇〇五年一月一日現在の公務員最低賃金は一月三五万ドン、二〇〇五年末現在一ドル＝一五八七二ドン）は一人一月当たり五〇万～一二三万ドン（対扶助者手当て含む）であった。他方、枯葉剤被災者の受給額は一人一月当たり一六万四〇〇〇～一七万四〇〇〇ドン、一般の障害者の受給額は一人一月当たり四万～六万五〇〇〇ドンであった。

戦争関連、特に傷病兵に対する手当てが最も高いことが分かる。しかし、第二次世界大戦前の、戦争に勝っている当時の日本でも軍事救護法、恩給法など「施策はすべて国家の強力な財政的な支援によって推進されており、戦前の傷痍軍人対策が一般の障害者に対する施策に比較して充実していたことが理解できる。つまり軍人として国策に協力したという貢献に応じて手厚い対策がなされた」（佐藤久夫・小澤温『障害者福祉の世界』第三版、有斐閣、二〇〇六年、七二ページ）。したがってこれについてはベトナム特有の現象とはいえない点に留意する必要がある。

四つめには、「国家」に対する要求事項を挙げた人がほぼ全員であったのに対し、「社会」（ここでは「国家」に対する対概

表2 タイビン省A社におけるコメ価格

品目	単位(ドン)
普通米 1kg	3,500
高級米 1kg (Gao 8)	6,500

(出所) 2005年10月19日～11月2日の現地調査に基づき筆者作成。

念として用いている。非公的アクターをイメージしていただきたい) に対しては三分の一ほどにとどまったことである。ただ要求事項は資金援助などかなり重なりが見られた。「社会」への要求が少なかった背景には、個々の家庭状況への理解、日頃のつきあいから互いに遠慮があること、また実際に多くのことを「社会」の側が担っているとの認識があると思われる。

五つめには、心配事としては健康、医療、世話など医事に関わる問題が多いことである。次に経済に関わる問題が続いている。「自分の死後、誰が子供の世話をするのか」という世界中の障害者のいる家庭に共通する切実な心配事も含まれている。

最後は「役割」についてであるが、家内、家外共に役割を持っていない人が過半を超えている。仕事により収入を得ているとの応答があったのは、片脚に障害を持つ四〇代の女性一人のみであった。彼女は洋裁業で一月四〇万～五〇万ドンの収入を得ていた。「役割」の有無にかかわらず、多くの「可能性」が眠ったままになっていることは確かだと思われる。

●国による取り組み

次に国の取り組みの基本方針についてごく簡単に紹介したい(参考文献③参照)。ベトナムの障害者政策の基本法は障害者法(一九九八年)である。法令(Thanh)とは国会の常任機関である国会常務

委員会(国会議長、国会副議長、国会によって選ばれた委員によって構成される)によって可決された法のことである。位置付けとしては通常国会で可決された法律の下位に位置する。ベトナムの障害者福祉関係者に対するインタビューによれば二〇〇八年に障害者法令を「障害者法」に格上げする構想があるとのことである。同法令は障害者について次のように定義している。「障害を引き起こした原因による区別なく、異なる障害の形の下で身体上のあるいは機能の一部または複数が欠けており、活動能力が減退し、労働、生活、学習上多くの困難に直面している人である」。

先ほど言及した傷病兵の位置付けについては、「革命活動をした人、烈士と烈士家庭、傷兵、病兵、抵抗戦争活動をした人、革命支援功労者に対する優遇法令」の二二条、二三条で規定されているとした後、「これらの人々は国家と社会によって尊敬され、法にしたがった国家の優遇制度を享受するほかに、優遇制度が未だ定めていない本法令で定める権利を享受できる」としている。

障害者自身に対する優遇制度については医療面、教育面、職業教育面で主に以下の点が挙げられている。

医療面では、医療基礎で病気の予防、健康のケア、機能回復、病気の診療・治療を受けることができる。また、収入源を持たない、身寄りのない重度障害者、貧しい障

害者は費用免除による診療、治療が国家により保障される。

教育面では、障害者である学生は、国家により学費、学校に対するその他の貢献項目の軽減または免除を検討される。また、国家の制度にしたがって社会補助を享受でき、奨学金の支給を検討される。

職業教育面では、職業技術を学ぶ障害者は政府規定にしたがって学費を軽減または免除され、社会補助を受けることができる。

次に障害者を取り囲むアクターに対する優遇制度としては以下のようなことが挙げられている。

教員に対しては、障害者特定の学校・クラスで教える教員は政府規定にしたがって優遇的な追給制度を享受することができる。障害者を雇用する経営単位については、障害者のために保留された生産、経営基礎は税を免除され、経営生産発展計画にしたがい、低利子で資金を借りることができる。また障害者雇用基金(省級行政区に設置される地方予算や法定雇用率を遵守しなかった企業からの納付金などを財源とする障害者の労働機能回復、雇用創出支援のために設けられた基金―筆者注)から資金の貸出しまたは補助を検討される。また、地方から生産・経営に好ましい土地の借用あるいは貸し出しを受けることができるとされている。

しかし、これらの制度が十分に実施されているかについては、先述した調査の結果



特集／障害と開発—開発のイマージング・イシュー—

から考えると、否定的印象を持たざるを得ない。ドイモイ路線下で「工業化・現代化」、「国際経済参入」を推進し、高度経済成長の達成を目指す現下のベトナムでは、障害者福祉の問題に国家が十分力を注ぐ余裕が未だないというのが率直な状況ではないかと考えられる。法制度の構築、整備だけでなく、いかに実行を確保するかが最大の課題であろう。

●第一〇回党大会で示された方向性

次に今後のベトナムの障害者問題に対する国の取り組みの方向性を探るため、先に開かれた第一〇回党大会の政治報告でこの問題がどう扱われているのかを検討したい。同報告では第六章で社会に関わる様々な問題が取り上げられた。第九回大会では第四章の第四項で関連問題が取り上げられていた。第一〇回党大会では「社会問題」の取り扱いが「項」から「章」に格上げされたことになる。内容については、第九回党大会では「障害者」という言葉は出てこず、「孤児、障害児」との言及だけだった。しかし第一〇回党大会では「枯葉剤被災者、障害者、孤児、徘徊者を援助する」として「障害者」（子どもも含まれている）筆者注、「枯葉剤被災者」という言葉が文言に入れられた。公的セクター以外の力を導入活用して国の負担軽減を図っていくというのが基本方針であることに変わりはない。

しかし、当局がこれまで十分な責任を果たせてこなかった障害者問題をより重視しようとする方向性が看取できる。

●おわりに

最後に主として先の実態調査の結果に基づき、これまで主にベトナムの政治・社会の理解に努めてきた者の観点から同国の障害者問題の諸課題をまとめておきたい。

一つには傷病兵の傷度、病度の判定、枯葉剤被災者であるか否かの判定を医学的、行政手続的に公正かつ速やかに実施する必要がある。

二つめには、直接的、間接的に戦争を原因として障害を負った人たちに対してはもちろんのこと、非戦争要因で障害を負った人に対しても十分なケアができる制度、体制を構築する必要がある。

三つめには、分級（下級機関に管理領域の一部分を与えること）筆者注を推進し、かつ障害者とその家族の状況をよく把握している末端行政級の福祉分野での決定・サービス供給能力を強化する必要がある。

四つめには、法制度の整備、構築だけでなく、所要手続の簡素化、必要な知識・情報の人々への伝達、さらに諸施策の実行確保を図る必要がある。

最後に、地域福祉の文脈において、障害者間、障害者の暮らす家族間の連携・結びつきを当事者自らが主導的に育てていく必要があると考えられる。これは「パブリック

ク」創出の文脈においてであり、当事者組織の形成を含めたなるべく形式化されない柔軟なネットワークの構築を意味する。個々が属する血縁をベースとした「共同体」の垣根を超えた「横」の連携の構築（すでに存在する地域についてはその強化）は問題をいっそうクローズアップさせ、公的サイドに対する発言、提言能力の強化に繋がると考えられる。

（てらもと みのる／アジア経済研究所 地域研究センター）

《参考文献》

- ① 寺本実「ベトナムの障害者福祉における『国家と社会』」寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐって』アジア経済研究所調査研究報告書、二〇〇六年三月。
- ② 寺本実「アジア経済研究所夏期公開講座資料 ベトナムの障害者状況に関する小考察—問題解決の基本的方向性を探るために」『アジア経済研究所夏期公開講座 障害と開発—開発のイマージング・イシュー』二〇〇六年七月一九日。
- ③ 寺本実「アジア経済研究所夏期公開講座資料 社会分野の取り組み—障害者福祉を『窓』として」『アジア経済研究所夏期公開講座 ベトナム—世界潮流への適応と限界』二〇〇六年八月三日。
- ④ 寺本実「障害者問題への取り組み」『アジア各国政治経済リーダー』アジア経済研究所ホームページ、二〇〇六年八月。